

## 短期大学評価基準\_新旧対照表

新(令和6年2月改定)	旧(令和2年6月改定)
基準 I 建学の精神と教育の効果	
<b>A 建学の精神</b> 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。	<b>A 建学の精神</b> 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。 <b>基準 I-A-2</b> 高等教育機関として地域・社会に貢献している。
<b>B 教育の効果</b> 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。 基準 I-B-2 学習成果を定めている。 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、 入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	<b>B 教育の効果</b> 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、 入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。
<b>C 社会貢献</b> <b>基準 I-C-1</b> 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	(新規)
<b>D 内部質保証</b> 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 基準 I-D-2 教育の質を保証している。	<b>C 内部質保証</b> 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 基準 I-C-2 教育の質を保証している。
基準 II 教育課程と学生支援	
<b>A 教育課程</b> <b>基準 II-A-1</b> 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。 <b>基準 II-A-2</b> 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。 <b>基準 II-A-3</b> 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。 <b>基準 II-A-4</b> 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	<b>A 教育課程</b> <b>基準 II-A-1</b> 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。 <b>基準 II-A-2</b> 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。 <b>基準 II-A-3</b> 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。 <b>基準 II-A-4</b> 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。 <b>基準 II-A-5</b> 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。 <b>基準 II-A-6</b> 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。 <b>基準 II-A-7</b> 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 <b>基準 II-A-8</b> 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。
<b>B 学習成果</b> <b>基準 II-B-1</b> 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。 <b>基準 II-B-2</b> 学習成果の獲得状況を適切に評価している。 <b>基準 II-B-3</b> 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 <b>基準 II-B-4</b> 学習成果の獲得状況の公表に努めている。	(新規)
<b>C 入学者選抜</b> <b>基準 II-C-1</b> 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。 <b>基準 II-C-2</b> 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。	(新規)
<b>D 学生支援</b> 基準 II-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。 基準 II-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。 基準 II-D-3 進路支援を組織的に行っている。	<b>B 学生支援</b> <b>基準 II-B-1</b> 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。 <b>基準 II-B-2</b> 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。 <b>基準 II-B-3</b> 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。 <b>基準 II-B-4</b> 進路支援を行っている。
基準 III 教育資源と財的資源	
<b>A 人的資源</b> 基準 III-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。 基準 III-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。 基準 III-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。 <b>基準 III-A-4</b> 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。 <b>基準 III-A-5</b> 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。 基準 III-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	<b>A 人的資源</b> 基準 III-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。 基準 III-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。 基準 III-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。 基準 III-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。
<b>B 物的資源</b> 基準 III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、 その他の物的資源を整備、活用している。 基準 III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。	<b>B 物的資源</b> 基準 III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、 その他の物的資源を整備、活用している。 基準 III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。
<b>C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源</b> 基準 III-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。	<b>C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源</b> 基準 III-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。
<b>D 財的資源</b> 基準 III-D-1 財的資源を適切に管理している。 基準 III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	<b>D 財的資源</b> 基準 III-D-1 財的資源を適切に管理している。 基準 III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。
基準 IV 短期大学運営とガバナンス	
<b>A 理事会運営</b> <b>基準 IV-A-1</b> 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に發揮している。 <b>基準 IV-A-2</b> 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。 <b>基準 IV-A-3</b> 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。	<b>A 理事長のリーダーシップ</b> <b>基準 IV-A-1</b> 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

## 短期大学評価基準\_新旧対照表

新(令和6年2月改定)	旧(令和2年6月改定)
<b>B 教学運営</b> <b>基準IV-B-1</b> 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	<b>B 学長のリーダーシップ</b> <b>基準IV-B-1</b> 学習成果を獲得するためには、教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。
<b>C ガバナンス</b> 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。 <b>基準IV-C-3</b> 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	<b>C ガバナンス</b> 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。 <b>基準IV-C-3</b> 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。
<b>D 情報公表</b> <b>基準IV-D-1</b> 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	(新規)
※表記について 赤：新規、青：移動、緑：削除 なお、削除「緑」にある程度対応する新規「赤」は並べて記載している。	